

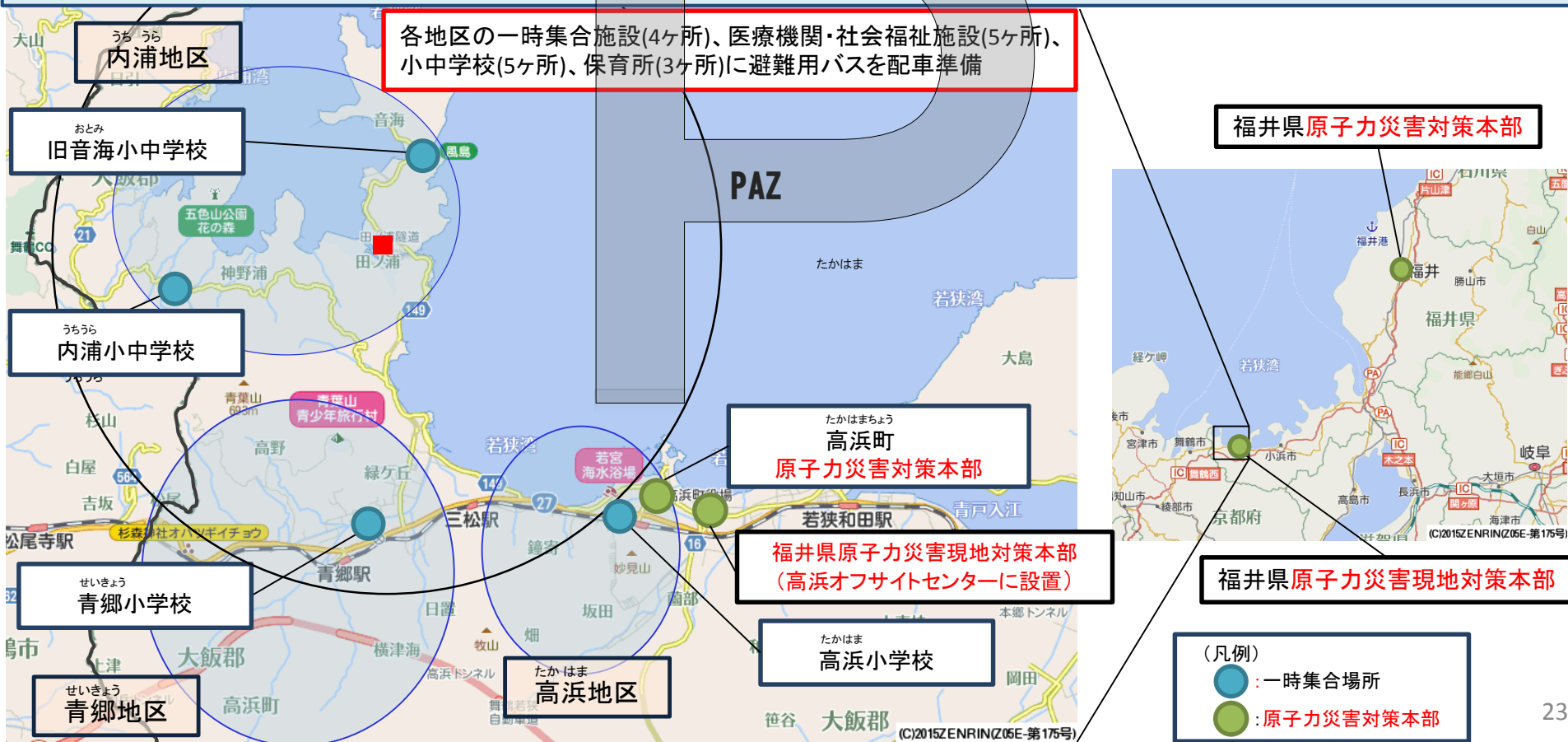
4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

<対応のポイント>

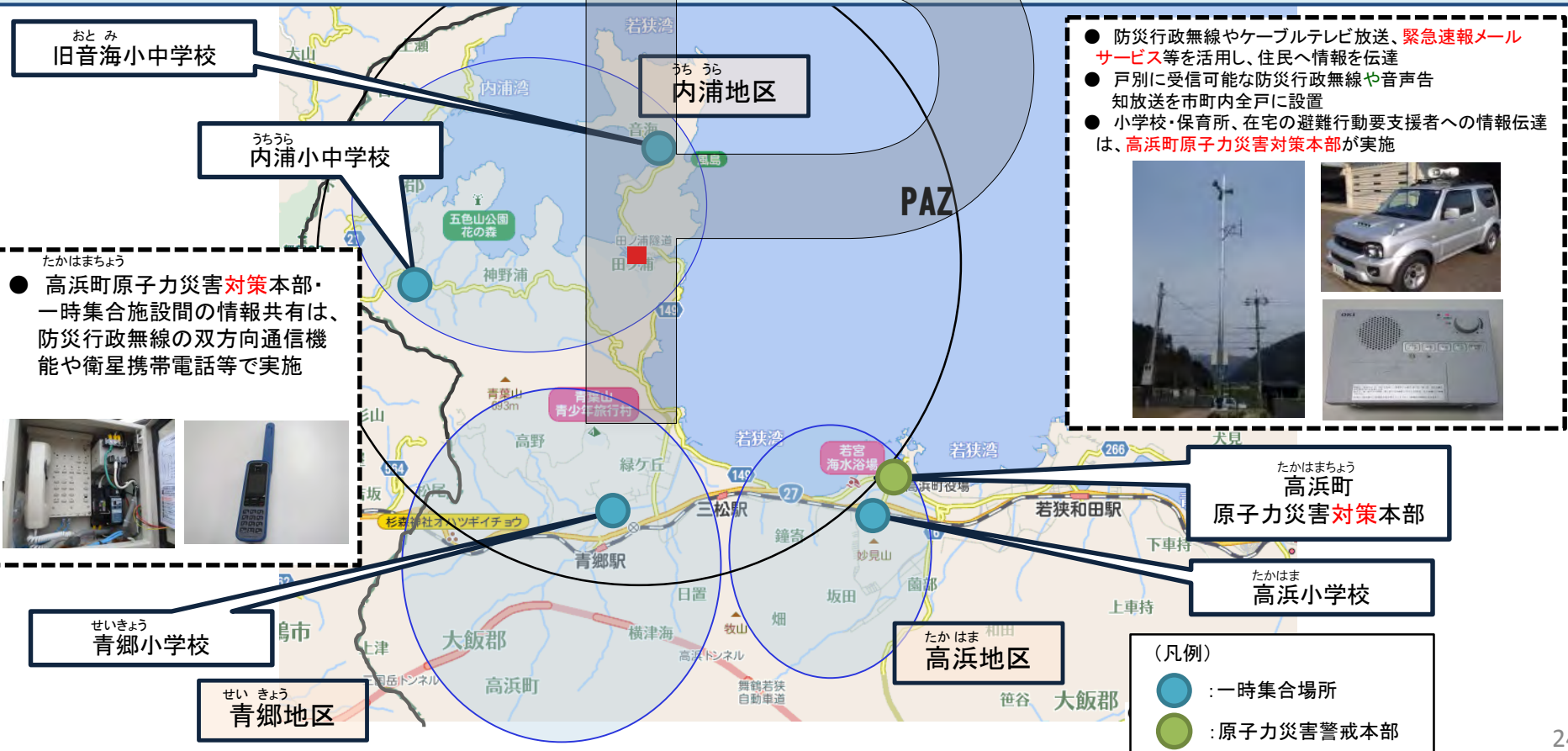
1. PAZ内の小・中学校、保育所の児童等については、警戒事態で保護者への引き渡しを実施するが、保護者への引き渡しができなかった児童等の移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけると共に、一時集合場所・避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

福井県及び高浜町における初動対応

- 福井県は、警戒事態が発生した段階で福井県庁に県災害警戒本部、高浜オフサイトセンターに県災害現地警戒本部を設置。県災害警戒本部に67名、県災害現地警戒本部に21名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で福井県庁に原子力災害対策本部を設置。
- 高浜町は、警戒事態が発生した段階で高浜町役場に町事故対策本部を設置し、町の全職員を参集。また、高浜オフサイトセンターに事故連絡室を設置。施設敷地緊急事態で高浜町役場に原子力災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、福井県及び高浜町は避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ内の住民が避難のため集合する一時集合場所を4ヶ所開設し、各々の施設に職員4名を派遣。また、高浜町は、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



- ▶ PAZ内避難の対象となる3地区内の一時集合場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- ▶ 一時集合場所へ派遣された町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により高浜町原子力災害対策本部と情報を共有。高浜町原子力災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メールサービス及び、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- ▶ 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣された高浜町の職員と避難者の状況や避難誘導体制等の情報を共有。
- ▶ 小学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は高浜町原子力災害対策本部等から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



- 防災行政無線やケーブルテレビ放送、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達
- 戸別に受信可能な防災行政無線や音声告知放送を市町内全戸に設置
- 小学校・保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、高浜町原子力災害対策本部が実施



- たかはまちょう
- 高浜町原子力災害対策本部・一時集合施設間の情報共有は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等で実施



- (凡例)
- :一時集合場所
 - :原子力災害警戒本部